

平成28年

第 8 回 三戸町農業委員会総会議事録

平成28年8月10日(水) 開催
於 三戸町役場4階会議室

三戸町農業委員会

1 / 7 ページ

1. 開催日時 平成28年8月10日(水) 午後2時0分 から 午後2時30分

2. 開催場所 三戸町役場4階会議室

3. 出席委員 15名

会長 20番 松原 一夫
会長職務代理者 番
委員 1番 和田 忠
委員 2番 山下 泰弘
委員 3番 戸花 進
委員 4番 一ノ渡 重義

委員 7番 神谷 陽一
委員 8番 戸田沢 孝彰
委員 9番 山下 正一
委員 10番 松本誠子

委員 12番 湊 舟廣
委員 13番 新田 豊
委員 14番 梅田晃
委員 15番 山本 健一
委員 16番 中堤 正人

委員 18番 白山 英昭

4. 欠席委員 5名

委員 5番 山田 敏実
委員 6番 工藤 哲子
委員 11番 照井 秀美
委員 17番 工藤 範光
委員 19番 前田 英雄

5. 議事日程

第1	会議録署名者の指名について
第2	会期の決定について
第3	議案第25号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
第4	議案第26号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
第5	議案第27号 農用地利用集積計画の決定について
第6	議案第28号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について(編入)
第7	議案第29号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見について(除外)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠山 潤造
主査 平谷 賢一
臨時職員 蝦名 加代子

7. 議事録署名委員

委員 18番 白山 英昭
委員 2番 山下 泰弘

8. 会議の概要

議長
(松原会長)

始礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

はじめに農業委員憲章を唱和いたします。
3番戸花委員から願います。

【全員で農業委員憲章を唱和する。】

議長

ご着席願います。
只今の出席委員は15名であります。定足数に達しておりますので、只今から平成28年第8回三戸町農業委員会総会を開会いたします。

日程第1 会議録署名者の指名を行います。
会議録署名者の指名は、三戸町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、本職より指名いたします。
18番白山委員、2番山下委員のご両名をお願いいたします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。
本総会の会期は、本日、1日としたいと存じます。
これにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本日の会議は、1日限りとすることに決定いたします。

議長

日程第3 議案第25号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第25号を議案書をもとに朗読】

事務局局長

本件は、先月7月11日の総会において、一度ご審議いただいた内容のものあります。
本件の処理方法について、県に相談したところ、処理期限の関係から、前回の申請を一度取り下げ頂いたうえで、改めて申請してもらおうべきとの指導がございましたので、そのような形になりましたことを、ご了解願いたいと思います。そのため、申請書のうち、南部町分の農地1,420㎡は既に登記済みとなっておりますので、これを申請書1枚目に記載しております。1枚目のその他の内容は、前回と同様でございます。
次に、前回のご指摘についてでございますが、営農計画書の反収に関する点でございます。この点に関しまして、申請者と面接により確認を行い、議案のとおり加筆修正しております。確認の内容でございますが、本人からお聞きしたところ、前回の営農計画書では、1の「農地取得後における生産計画」に自家消費分のみを記入し、2の「販売計画」には販売分を記入した、とのことでありました。このため、1の「生産計画」に販売分の生産量を加筆するとともに、備考欄にその旨を明記していただきました。また、販売先についてでございますが、自身が経営する「(有)三戸測量」を通して販売し、山林所有者の委託を受けて森林施業を行うということでありました。
なお、確認するよう言われておりました、南部町へ提出された営農計画書であります。別途、お配りしております資料のとおり、前回の総会に提出いたしました内容と同一のものとなっておりますのでご報告いたします。

議長

それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

14番梅田委員	申請書は「譲受人」「譲渡人」となっているが、使用貸借なら「借人」「貸人」とすべきではないか。
事務局長	その点は修正させていただきます。
議長	他に、ご質問、ご意見ございませんか。
	【無しの声多数】
議長	質疑を終結いたします。 これより議案第25号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
	【異議なしの声多数】
議長	ご異議なしと認め、本案は、可決することに決定いたします。
議長	日程第4 議案第26号を議題とします。 事務局より説明願います。
事務局主査	【議案第26号を議案書をもとに朗読】
事務局長	今回の農地法第5条に係る許可申請は、売買による所有権移転2件です。 番号8は、譲受人が昨年新築した自宅及び神社敷地について、土地の形状が不整形なうえ、駐車スペースが確保できないことから、これに隣接する当該農地を購入しようとするものです。立地条件としては、その他の第2種農地と判断されます。この場合、申請農地に代わる土地は無いため、条件クリアできると思われます。また、一般基準については、資金面、取得面積、周辺への影響等も無いと思われるものです。 次に、番号9について調査しましたところ、当該農地は平成5年に宅地転用が許可されており、今の譲渡人に所有権が移転した記録が残っております。しかし、現地に建物は無く、地目も畑のままとなっているものです。確認のため、県に問い合わせたところ、20年以上経過していることから、通常の5条申請として処理するよう回答を頂いております。立地条件としては、都市計画上の準工業地域内に位置している他、住宅も連たんしていることから、第3種農地と判断いたします。また、一般基準である、資金面、取得面積、周辺への悪影響等も無いと考えられます。
議長	農地法第5条の許可申請に係る、番号8、番号9の現地調査について、14番梅田委員から報告をお願いします。
14番梅田委員	現地調査について報告いたします。 8月4日午前9時15分から、私と山田委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。 番号8の場所は、川守田地区の道の駅さんのへ裏にあるサンスポーツランドへと続く道に面した神社付近にある農地です。申請人は、参拝者の駐車場として農地を転用したいとのことでした。 次に番号9についてですが、場所は、金堀地区にある警察署の付近から薬王堂の裏の方へ入り150メートルほど行ったところにある農地です。申請人は、現在貸家に入っており、自分の家を建てるために申請地の農地を転用したいとのことでした。 現地調査の結果、2件いずれも申請面積は適正であり、周辺農地への営農に支障をきたす恐れもなく、農地転用はやむをえないものと見てまいりました。 以上、簡単ではありますが報告いたします。
議長	ご苦労さまでした。 それでは、質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。 ございませんか。
	【無しの声多数】

議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第26号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、許可相当との意見を添え県知事に送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第5 議案第27号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主査	<p>【議案第27号を議案書をもとに朗読】</p>
事務局長	<p>本件は、農地中間管理機構との契約に関わる農用地利用集積計画を審議・決定いただくものです。 譲渡人は、埼玉県在住であり維持管理も難しくなっていたため、売買を希望していたものです。譲受人とは親戚関係にあり、取得後、全て農地として使用することです。 また、売買にあたり、税制上の優遇措置を受けるため、中間管理機構の農地売買事業の活用を希望したものであります。</p>
議長	<p>質疑を行います。 何かご質問、ご意見ございませんか。 発言のある方は挙手願います。 ございませんか。</p> <p>【無しの声多数】</p>
議長	<p>質疑を終結いたします。 これより議案第27号を採決いたします。 本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>ご異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認し決定することにいたします。</p>
議長	<p>日程第6 議案第28号を議題とします。 事務局より説明願います。</p>
事務局主査	<p>【議案第28号を議案書をもとに朗読】</p>
事務局長	<p>本案は、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、町長からの整備計画変更に係る意見要請に応じ、農用地区域への編入について審議いただくものであります。 番号2から番号4の3件とも、草地畜産基盤整備事業を活用するものであり、事業の運用上、農用地区域を対象としていること、今後も農用地として有効活用していくため、今回、農用地への編入申請書が提出されたものであります。</p>
議長	<p>農用地区域への編入に係る、番号2、番号3、番号4の現地調査について、9番山下委員並びに14番梅田委員から報告をお願いします。</p>
9番山下委員	<p>現地調査について報告致します。 8月4日、午前11時から、私と和田委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。 番号2の場所は、籠沢地区のインターファーム場内入り口から杉沢小中学校方面に600メートルほど行ったところに位置する土地です。 次に番号4についてですが、貝守深山地区の県道戸来岳・貝守線を三戸町と新郷村の境界となるところまで進んだ付近に位置する土地で、公共牧場として20年間採草・放牧地として利用していたものです。 2件いずれも草地畜産基盤整備事業を活用するため農用地区域への編入をしたいとのことでした。 以上、簡単ではありますが報告いたします。</p>

14番梅田委員

現地調査について報告致します。
8月4日、午前10時から、私と山田委員及び事務局とで、当事者立会のもと現地調査を行いました。
番号3の場所は、上高間館地区のクリーンセンター裏付近に位置する土地で、以前より放牧地として利用しており、経営規模拡大のため草地畜産基盤整備事業を活用する為に農用地区域への編入をしたいとのことでした。
以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第28号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案については許可相当として、町長に意見書を送付することにいたします。

議長

日程第7 議案第29号を議題とします。
事務局より説明願います。

事務局主査

【議案第29号を議案書をもとに朗読】

事務局局長

本案は、町長からの整備計画変更に係る意見要請に応じ、農用地区域からの除外について、審議いただくものであります。
当該農地については、既に一度、許可相当である旨を平成27年2月25日付けで回答した経緯がございます。その際の申請内容は、伝染病などの防疫対策のため、肥育豚の埋設地を確保したいというものでありましたが、「埋設であれば一時転用で対応可能であること、実際に法定伝染病の発生が見られない中で、埋設地を確保しておくだけの内容では許可できない」との国からの指導があり、農用地のままとなっていたものであります。
これに対し、今回の申請内容については、消毒ゲートの新設に伴い大型車両の通路等を確保するとともに、死亡豚のアルミ容器保管場所、資材置き場、重機・運搬車両等の待機場所を確保する内容となっております。
なお、立地条件では、その他の第2種農地と判断されており、理由書にもありますとおり、周囲は高低差の大きな山林となっております。また、一般規準として、計画取得面積、周辺農地への影響等に問題は無いと考えられます。

議長

農用地区域からの除外に係る、番号5の現地調査について、1番和田委員から報告をお願いします。

1番和田委員

現地調査について報告致します。
番号5の場所は、笹沢地区のインターファーム場内入り口に位置する農地で、農場内で出た各種ゴミや、死亡した豚の回収へ来る業者が防疫の観点から農場内に立ち入ることがないように措置するため回収作業場所を農場の外に設け、また、効率よく運用するため様々なところに置いてある重機を一箇所に集めるべく重機置き場を設けたいとのことでした。
以上、簡単ではありますが報告いたします。

議長

ご苦労さまでした。
それでは、質疑を行います。
何かご質問、ご意見ございませんか。
発言のある方は挙手願います。
ございませんか。

【無しの声多数】

議長

質疑を終結いたします。
これより議案第29号を採決いたします。
本案について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数】

議長

ご異議なしと認め、本案については許可相当として、町長に意見書を送付することにいたします。

以上で、本日の全議案の審議はすべて終了いたしました。

これをもって、平成28年第8回三戸町農業委員会総会を閉会いたします。
終礼を行います。
ご起立願います。
「礼」

終了 午後2時30分

議事の顛末を記録し、記載のとおりであることを認め、ここに署名押印する。

平成28年8月10日

議長
会長 20 番

松原 一夫

印

会議録署名者
委員 18 番

白山 英昭

印

会議録署名者
委員 2 番

山下 泰弘

印